

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する
実務上の取扱い（案）」に関するコメント

2006年6月30日
（社）日本経済団体連合会
経 済 第 二 本 部

1. 本取扱いの範囲について

財務諸表等規則第8条第7項に該当する事業体は、本取扱いの対象には含まれないことを明記いただきたい。

2. Q1のAについて

「3 投資事業組合に対する支配力基準に適用にあたっての留意事項」①は、「2 投資事業組合における具体的な適用」とは別の内容を新たに規定しており、留意事項としての位置づけが不明確である。規定の必要性の有無を含め、記載の方法について検討いただきたい。

以 上